

令和元年度

小牧市福祉有償運送運営協議会

(第2回)

日 時 令和元年9月10日(火)

10時00分から

場 所 小牧市役所 東庁舎 大会議室

第2回 小牧市福祉有償運送運営協議会 議事録

日時

令和元年9月10日（火）10時00分から11時00分

会場

小牧市役所 東庁舎 大会議室

出席委員

松浦秀則、谷 幸男、森 大樹（小川賢二委員代理）、大野保弘、
村山 徹、松岡和宏、深堀真喜子、山田祥之（山下史守朗委員代理）

欠席委員

川崎純夫

事務局

健康福祉部次長、長寿・障がい福祉課長、係長、主事

傍聴者

0名

配布資料（当日配布）

【令和元年度 第1回 小牧市福祉有償運送運営協議会での配布資料】

- ・次第
- ・資料一覧
- ・小牧市ガイドライン申請書一覧
- ・資料1-1 福祉有償運送の登録等に係る協議書類
- ・小牧市福祉有償運送運営協議会名簿
- ・小牧市福祉有償運送運営協議会条例
- ・小牧市福祉有償運送運営協議会運営要領
- ・国土交通省ガイドライン抜粋
- ・小牧市福祉有償運送運営協議会審査運用基準（小牧市ガイドライン）

- ・愛知県タクシー協会上限運賃表

【令和元年度 第2回 小牧市福祉有償運送運営協議会での新規の配布資料】

- ・次第
- ・資料1－2 福祉有償運送の登録等に係る協議書類
- ・近隣市町福祉有償運送の状況

会議の結果

- ・「特定非営利活動法人 生活支援サービス・ラポール」の登録について協議を行った結果、出席委員全員一致で承認した。

【事務局】 これより令和元年度第2回小牧市福祉有償運送運営協議会を開会いたします。本日は大変お忙しい中、お集まりいただきましてまことにありがとうございます。

本日は、川崎委員よりご欠席の連絡をいただいております。なお、小川委員、山下市長につきましては委任状が提出され、本日の協議会につきましては、小川委員の代理として国土交通省中部運輸局愛知運輸支局輸送・監査御担当の森様が、それから山下市長の代理として山田健康福祉部長が委員を務められます。

本日の出席委員は8名でございます。小牧市福祉有償運送運営協議会条例第6条第2項に定める委員の半数以上の出席を得ておりますので、本会議は成立いたしております。

また、本会議は小牧市審議会等の会議の公開に関する指針第3条の規定に基づきまして、個人に関する情報や法人その他の団体に関する情報を除き公開とさせていただきます。そして、審議会議事録につきましては情報公開コーナー及び小牧市ホームページにて公開をさせていただきます。本日の傍聴者は0人でございます。

それでは、今後の議事進行につきましては村山会長よりお願いします。

議事（1）登録を受けようとするNPO法人の審査「特定非営利活動法人 生活支援サービス・ラポール」

【村山会長】 それでは、次第 1 議事(1)登録を受けようとするNPO法人の審査に入らせていただきます。

本日は、特定非営利活動法人生活支援サービス・ラポールに係る協議を前回に引き続き行わせていただきます。今回は前回の協議会でご意見がありました事業の継続性、運送の対価以外の対価の2点を中心に協議をお願いいたします。

協議が全員一致により調わなかった場合は、小牧市福祉有償運送運営協議会運営要領第4条第3項の規定に基づき、会長があらかじめ指名した委員が協議会での意見を考慮して協議により決することとなっております。平成29年度に松浦委員と深堀委員が指名されていますので、協議が調わない場合はよろしくをお願いします。

本日の議事スケジュールですが、まず申請者の入室前に、事務局から前回の協議会後の事業計画の見直し等について簡単に説明をしていただき、委員の皆様には質問事項を含めた意見交換をしていただきたいと思います。その後申請者に入室していただき、説明をしていただき、前回確認できなかった部分を含めて再度聞き取りを行います。

今回は、再審であり、質問は申請者に直接お聞きするのが確実だと思いますので

申請者の入室前にある程度質問内容をまとめたいと思います。そして、申請者が退室した後に登録に係る審議を行います。

それでは、事務局より資料の見直し点について説明をお願いします。

【事務局】 1点目に事業計画書及び活動計画書の内容についてご説明させていただきます。前回の運営協議会において、必要経費に対して十分な収益見込がなく、事業の継続性に懸念があるとのことご意見をいただきました。この点について申請者に再度聞き取りを行ったところ、前回の協議会で基準とした計画書の内容は、NPO設立申請時である本年4月時点のものであり、法人の準備を進める中で、福祉有償運送事業の利用希望者が増え、当初の計画よりも収益の増額が見込まれるようになったとのことであります。

本日お配りしています資料1-2をご覧ください。収益見込の積算の内訳について、まず2019年度につきましては、1日に6回、往復で12回の利用があり、利用料金は最短距離の400円、そして営業日数である20日間の半分利用があるという想定で計算をしております。そして、10月から3月までの6ヶ月間の積算となっております。続いて2020年度につきましては、資料では運転者が4人となっておりますが、これは有資格者が4人で、実際に稼働できる方は3人ということです。運転者3人の半分程度は動くことができるという計算で、2019年度の1.5倍の稼働率で、期間が1年間での積算となっております。

また、必要経費の内容についても見直しがありました。具体的には、事務所の賃借料を当初は福祉有償運送事業で全て賄う計画となっておりますが、法人として福祉有償運送事業以外にも事業を行っているので、それぞれの事業規模に合わせて賃借料の経費を見込んでいます。また福祉有償運送事業の中で燃料代を見込んでいなかった分を2年目である2020年度には見込むなど、実態に合わせた見直しを行っています。

こうした見直しの結果、2019年度は寄付金を見込んだ計画ですが、2020年度には寄付金なしでの運営を予定しています。

2点目に運送の対価以外の対価についてご説明させていただきます。運送の対価以外の対価は、国の定める福祉有償運送ガイドブックの中で、実費の範囲内であることとされております。本日お配りしております資料「近隣市町福祉有償運送の状況」をご覧ください。これは近隣市町の福祉有償運送事業の状況及び運送対価以外の対価を設定している事業所の料金をまとめたものであります。福祉有償運送事業を行う事業者の数が少なく、事業者によって料金体系は様々ですが、今回の申請者の対価設定は他の事業者に比べて大きな差がないものと見られます。

また、今回の申請者の送迎の対象者は、要介護認定や介護予防・日常生活支援事業総合事業の事業対象者、それから障害者手帳をお持ちの方の中でも身体状況が比較的軽度の方を中心に想定しており、運送の対価以外の対価が適用される方はほとんどない予定とのことですが、ケアマネジャー等により付添や介護の事情について情報が入っており、今後必要なサービスとして考えていると聞いております。

【村山会長】事務局から説明がありましたが、申請者の入室前に委員の皆様で意見交換をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【森（小川委員代理）】運送の対価以外の対価は前回から変わっていないということではよろしかったでしょうか。

【事務局】前回と同様です。

【松岡委員】事業計画書の収益見込について、今回は28万8,000円で内訳の記載もありますが、前回の18万円については内訳の記載がありませんが、どこの部分が変わったか分かりますか。

【事務局】その点につきましては、申請者の方から後程説明をしていただきます。

【村山会長】もしも申請者の説明の中に含まれていなかったら、松岡委員からご質問をお願いします。

【松岡委員】承知しました。

【松浦委員】寄付金について、前回の話では、事業開始の最初の年度はご自身で30万円出され、翌年もご自身で出される計画だったのが、今回の話では翌年は寄付金がなしになるということですね。

【村山会長】先程の事務局の説明でも、2年目以降は寄付金なしで運営ということですね。

【松浦委員】状況によっては、ご自身で寄付金を出してでも事業を継続することなのでしょうか。

【村山会長】その点については不明ですね。

【松浦委員】場合によっては、ご自身で寄付金を出してでも事業を継続するのか、やめるのかを聞きたいです。

【村山会長】2020年の事業計画書で収益見込みが大幅に上がるという試算をされているので、寄付金は要らないという計画を今のところは立てていると思いますが、申請者からの説明の中に内容が出てこない場合は松浦委員から質問いただきますようお願いいたします。

【松浦委員】現場の話ですが、お金の収受や計算をしっかりと行うのは実際問題として非常に難しいことです。我々タクシー事業者は、メーターや無線などの機械や、

様々な制度を長年かけて作り上げ、何とか不正が起きないようにしています。適切に距離を計算してお金を収受し、収益として管理することが今回の申請では担保されていないので、本当にできるのかが心配です。距離は距離メーターを計算して、適切にお金の収受を行うということなら、しっかりと管理していただかないといけません。

【村山会長】 料金体系の適正な運営をどのように考えているのかを申請者より説明していただければと思いますので、もし申請者から説明がなければ、その点についても松浦委員より質問をお願いします。

【山田（山下委員代理）】 事業計画書に利用者の延べ人数の記載があり、活動予算書には入会金や会費の記載がありますが、実人数がどの程度で、運転者が対応できるような体制なのかを確認できればと思います。

【谷委員】 料金設定は前回と変わらないのでしょうか。

【事務局】 料金設定は前回と同様のものになります。

【村山会長】 今のところいただいたご意見が4点ですね。1点目が、収益見込の増加について具体的にどの部分が変わったのかという点です。2点目は、寄付金についてで、2年目は寄付金なしの計画となっていますが、実際の収益が予定通り得られず、赤字になった場合に事業運営をどうしていく予定かという点です。3点目は、距離の計算やお金の収受を適切に行うための担保についての考え方です。4点目は利用者数、延べ人数の記載はありますが、実人数はどの程度で計画しているかという点です。以上4点だと思われませんが、よろしかったでしょうか。他にご意見等ありますでしょうか。

（「発言なし」）

【村山会長】 では、以上の4点について、申請者の説明内容に含まれていないようであれば適宜質問をお願いします。また現時点で出ていない質問に関しても、申請者の説明後に質問していただければと思いますので、よろしくをお願いします。

申請者の退室後には申請者への質問ができないので、その点を留意いただければと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、申請者に入室いただいて、説明いただきます。よろしくをお願いします。

（特定非営利活動法人生活支援サービス・ラポール 入室）

【村山会長】 それでは、NPO法人の事業計画の見直し、そして運送の対価以外の対価の考え方等について、特定非営利活動法人生活支援サービス・ラポールより

ご説明をお願いします。

【特定非営利活動法人生活支援サービス・ラポール】 本日もよろしくお願ひいたします。

8月21日の運営協議会に提出させていただきました事業計画書及び活動予算書、そして運送の対価以外の対価について見直しを行い、改めましたのでご説明をさせていただきます。

当初提出いたしました事業計画書、活動予算書につきましては、NPO法人の設立申請時に愛知県に提出するために作成したものです。作成した4月頃は、福祉有償運送事業の経験がないため、事業見通しを厳しく見積もって作成しました。

その後、この運営協議会までの期間に色々と調査をしたり、お聞きしたり、研究させていただく中で、ニーズの増加を聞き取り、利用見込が当初とは変わってきたという状況を知りました。1回目の運営協議会で利用ニーズの増加を口頭で申し上げましたが、今回はそれを数値化して再度提出をさせていただきました。2019年度2020年度の事業計画書の(2)項のアの収益見込額と費用見込額の部分を主に変更いたしました。

まず2019年度について、先回の収益見込額は18万円でしたが、利用者ニーズがもっと多いと判断し、今回は28万8,000円に修正いたしました。

その判断根拠としては、往復を希望される利用者が6名であり、1日12回利用があることとし、料金は、一番短く平均的な利用距離である2キロメートルで計算し、迎車料金をそれぞれの運行に加えました。そして営業日数は20日間ですが、そのうち半分の10日を稼働することとして、2019年度は6ヶ月間事業を行うので、収益見込みを28万8,000円と計上いたしました。

同様に費用見込み額ですが、前回は事務所の賃借料30万円を全額福祉有償運送事業に計上しましたが、他にも2つの事業を行いますので、事業比率を考慮し、賃料を按分しました。その結果賃借料を26万円とし、福祉有償運送事業に係る費用見込額を36万円といたしました。

2020年度につきましては、講習等を受けて運転者は3名体制になりますが、福祉有償運送事業以外にも区長やボランティア活動も行っているため、実際のマンパワーとしては1.5人分で計算しています。2019年度と同様の計算根拠で期間を12ヶ月で計算し前回の収益見込額35万円に対して、86万4,000円となりました。同様に、費用見込額については、賃借料を案分し、前回の60万円を50万円と修正した上で、合計費用見込額が73万円から68万5,000円となりました。

また、来年4月以降につきましては、福祉有償運送事業のニーズがかなり高まる

という想定をしているため、運転者に対して最低限の使用燃料費として、ガソリン代5万5,000円を計上いたしました。今申し上げた見直しの結果、2020年度に寄付金を46万円と予定していましたが、寄付金なしに変更しました。

以上が、福祉有償運送事業に係る事業計画書、活動予算書の変更です。

運送の対価以外の対価につきましては、同様の事業をやっている他の事業所の料金をできる限り調べ、また、市からも様々な情報をいただいた結果、料金設定が他と比べて突出して高いものではないと判断させていただいて、前回と同様の対価料金を設定したいと考えております。実際には介助料等のその他の対価を利用される方は、今の利用者の中では想定していません。しかし、今後必要性が出てくる可能性があるため料金設定を明確にした方が良いというアドバイスを福祉有償運送事業を実施されている事業者の方にも教えていただいたので、運送以外の対価も設定させていただきました。利用者様には事前説明をしっかりと行い、ニーズが出た場合には対応したいと考えております。

以上で見直し内容について説明を終わらせていただきます。

【村山会長】 それでは、今の申請者様からのご説明及び修正後の事業計画等についてご質問があればよろしくお願いたします。

【松岡委員】 収益見込について、4月の段階では18万円の見込で今回は往復で6名程の方の利用を見込んで28万8,000円ということですが、前回と比べて、サービスを必要とされる方はかなりいらっしゃるのでしょうか。

【特定非営利活動法人生活支援サービス・ラポール】 4月の時点では、収益見込がはっきり分からず、NPOの申請に当たって愛知県の方々に何度か色々なアドバイスをいただきましたが、当時算出させていただいた根拠として、3人が往復で利用し、1日に6回、10日間程度を稼働日として計算しました。料金については、病院利用が多いと想定し、1回の平均を600円として算出しました。そして、10月頃に認可をいただけると想定し、お試し期間も必要だというアドバイスもいただいたので、実質5ヶ月間の期間で算出しました。今の内容をまとめますと、1日6回の送迎で、稼働日数が10日間、平均単価600円に5ヶ月をかけて18万円という計算となりました。

ニーズについて、昨今の状況を申し上げますと、ケアマネさんより利用希望者の情報をいただき、福祉有償運送事業の説明に2件程行ってきました。地元の方で、歩行器をご利用で、病院や歯医者への定期受診、買い物、1年に1回人間ドッグのための少し離れた病院受診等のために利用を希望しているとのことでした。当初は、お一人につき月に1回程度の病院受診を想定していましたが、実際はもっとニーズ

があると分かりました。

また、別の方にお聞きしても、市民病院や近くのかかりつけ医への受診、買い物とのことで、お一人の方で利用する回数がかなり多いことを知りました。恐らく今後希望される方も、当初の4月に想定した以上に、生活の中で移動手段を求めている方が大勢いらっしゃるを考え、算出根拠を設定し直しました。

【松浦委員】 初年度半年間は赤字を覚悟して寄付金30万円を用意して事業を行うとのことですが、翌年度に見込通り利用者が増えず、赤字になった場合はどうされますか。寄付金として出されるということですか。

【特定非営利活動法人生活支援サービス・ラポール】 はい。

【松浦委員】 もう1点、懸念事項ですが、運賃以外の対価はほとんどないとのことでしたが、お金の収受について我々タクシー事業者は、料金メーターや無線など様々な制度の下で管理していますが、それでも不正なく管理をするのは、中々難しいものです。メーターや無線等の機械がない中で、距離やお金の収受を正確に行うためにどのような対策を立てていますか。

【特定非営利活動法人生活支援サービス・ラポール】 距離を測定するための特別なメーターの設置は考えておりませんが、私の自家用車にはメーターが3つあり、毎回ゼロからスタートして、距離を運行日報に記入していく予定です。

当面は私一人と、時々手伝っていただく方で実務を行います。来年4月以降は、正会員として事務員も入りますので、きちんと管理しようと考えています。また運転者については、誰でも運転する訳ではなく特定の方に運転いただくので、ラポールという「信頼」という意味の名前の通り、信頼して、厳密に業務に当たっていただきます。

また、日報については、私自身の会社時代の経験でも適切な管理が必要だと思っているので、厳密に管理していきます。

【山田（山下委員代理）】 事業計画書の中の利用者の延べ人数について、今年度は360名、次年度は700名と記載がありますが、実際の人数はどの程度で、また実人数や利用回数を基に、収益見込額を算出しているということでしょうか。

【特定非営利活動法人生活支援サービス・ラポール】 この360名という延べ人数は、3人の方が往復で1日6回、実働日数を1ヶ月あたり10日間で6ヶ月間をかけるという計算で算出しました。6ヶ月の中にはお試し期間も含まれますが、料金をいただかなくても、利用者としてはこの位いらっしゃるのかな、という想定で360名としています。2020年度も同様です。

【山田（山下委員代理）】 では、初めて利用される方は入会金と会費を払うこと

になるのですか。

【特定非営利活動法人生活支援サービス・ラポール】 NPO法人として福祉有償運送事業以外の事業も行うので、入会金については福祉有償運送事業を利用するための入会金というより、ラポールへの入会金としていただくものであり、それぞれの事業の収益として厳密に反映している訳ではありません。

【山田（山下委員代理）】 入会金は別途でいただいて、サービスを使う場合は使える、ということですね。

【特定非営利活動法人生活支援サービス・ラポール】 日常生活困りごと事業について今月も相談が入りましたが、状態が一步手前の方もおられ、福祉有償運送事業等他の事業にもつなげるなど、それぞれの事業を互いに周知していくつもりであり、入会金についても同様に考えております。

【村山会長】 他に質問等々ありましたら、よろしくをお願いします。

【松浦委員】 事業を行う場合、福祉有償運送車両と分かるように車両に何かシールを貼ることになるのですか。

【森（小川委員代理）】 自家用車にて有償で運送していることが分かるようにシールのようなものを貼る義務があります。

【松浦委員】 タクシー運転者が見て、白タクだと思ってトラブルになってはいけないので、自家用有償運送の許可を受けて、要介護者に対して提供していることが分かるようになっていればと思ったのでお聞きしました。

【特定非営利活動法人生活支援サービス・ラポール】 ガイドラインでも示されていて、一文字5センチ四方での表示だったと思っています。

【森委員】 そうですね。

【特定非営利活動法人生活支援サービス・ラポール】 登録番号を入れる必要があるのですが、まだ手配はしていませんが、法人名と登録番号を入れ、車両の左右に貼れば良いのですよね。

【森委員】 そうです。

【特定非営利活動法人生活支援サービス・ラポール】 来年度以降3名が運転する予定なので、6枚発注しようと考えています。文字の形や配置の指定はありませんよね。

【森委員】 大きさについては定めがあり、一文字の大きさが5センチ以上で、車両の両側面に貼る必要があります。

【特定非営利活動法人生活支援サービス・ラポール】 磁石のものを作成する予定です。

【森委員】 確認ですが、2019年度の運転者の方は3名ということですよ。

【特定非営利活動法人生活支援サービス・ラポール】 移動ネットあいち様の講習会について、受講生が集まらないと講習会を開催しない場合もあるとは聞いていますが、今のところ11月開催のものに1人申込をしています。また、介護福祉士は運転免許があれば運転者の要件を満たすということなので、その方が1名で、合計3名の運転者を予定しています。

【森委員】 申請書には、運転者が2名や名3名ではなく、1名となっている理由は何ですか。

【特定非営利活動法人生活支援サービス・ラポール】 申請時には、今申し上げた2人のうち1人は仕事もしているのですが、2019年度は自分一人が運転者と考えておりましたが、申請の後に、運転者になってほしいと声をかけていただき、講習会の申込をしようということになりました。

【森委員】 申請当初だとお一人で運転される予定だったのが、状況が変わったということですね。

【特定非営利活動法人生活支援サービス・ラポール】 11月頃に講習会を開催いただいて、合格できたら、まず市に運転手の名簿等必要書類を提出させていただき、認めていただいてから運転と考えていますが、実際に料金を収受して運転に携わることがいつから可能かは、これからやってみないと分からないと思っています。

【山田（山下委員代理）】 事業計画書では実施予定場所が小牧市内となっているので、例えば北里や巾下地区など依頼があれば市内の全域に行かれると思いますが、事業が広がれば広がる分、担い手である運転者も必要になることが予想されます。その点についてはどのようにお考えですか。

【特定非営利活動法人生活支援サービス・ラポール】 初年度は、運転者が私一人であり、利用が重なることもあると思いますので、3日前までに利用者に予約をしていただき、全てを取りまとめて確認してから対応していきたいと考えています。

また、私自身現在68歳で、他の運転者の方も60歳代なので、後継者の発掘が大事だと思っています。そのために地域包括支援センターから情報をいただいたり、地域協議会でラポールの社員を募集していただくことなどを考えています。また、今のところ事業計画書では市内全域としていますが、恐らく実際には当面は、篠岡地区や桃花台周辺で満杯になるのではないかと考えています。

【村山会長】 他にご質問等々あれば、直接申請者様にお聞きいただくようよろしくお願いいたします。

（「発言なし」）

【村山会長】 質問等々について一通り確認をしていただいたことと思いますので、この後、協議会としての審議に移りたいと思います。特定非営利活動法人生活支援サービス・ラポールはここで退出という形でお願いします。

【特定非営利活動法人生活支援サービス・ラポール】 ありがとうございます。

(特定非営利活動法人生活支援サービス・ラポール 退室)

【村山会長】 申請者の方には1回目の協議会を踏まえて、色々と修正箇所を説明いただき、質問に対して熱心に回答いただいたかと思いますが、いかがでしょうか。

申請者の方は退出されましたので、直接質問はできませんが、ご意見がありましたら是非ご発言をお願いします。

(「発言なし」)

【村山会長】 それでは、全員異議なしで登録を認めるという形でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【村山会長】 ありがとうございます。 それでは、今回の「特定非営利活動法人生活支援サービス・ラポール」についての登録協議は調ったということとさせていただきます。

事務局は、「特定非営利法人 生活支援サービス・ラポール」へ協議が調ったことを証する書類を速やかに交付するよう、よろしくお願いいたします。

それでは、次第1 議事は終了しましたので、次第2 その他に関して、事務局のから連絡事項等があればお願いします。

その他

【事務局】 小牧市福祉有償運送運営協議会の委員の任期は3年であり、令和2年の4月30日で満了となります。つきまして、任期満了が近づきましたら、それぞれの所属団体に推薦依頼をさせていただきます。

なお、小牧市福祉有償運送運営協議会条例第4条第3項により、委員は再任されることがありますので、よろしくお願いいたします。

【村山会長】 これをもちまして令和元年度第2回小牧市福祉有償運送運営協議会を閉会いたします。皆様、ご協力ありがとうございました。